

口頭弁論要旨

令和6年6月7日 第一回口頭弁論期日
原告ら訴訟復代理人弁護士 野崎 智裕

不正／年	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
①金品受領	少なくとも 2011 年～		2 月 税務調査 9 月 社内調査結果を 隠蔽	9 月末 発覚 共同通信スクー プ	3 月第三者委員会調査報 告書 総額：約 3 億 6000 万円		
②報酬補填	2016 年 6 月から 2019 年 10 月 総額：約 2 億 6000 万円						
③納税補填				7 月～10 月 総額：120 万円			
④事前情報提 供等	2000 年代～2021 年 3 月 事前情報提供等						
本件カルテル			2018 年 10 月又は 11 月～2020 年 10 月 29 日 本件カルテル				
⑤新電力顧客 情報不正閲覧	2016 年 4 月～2022 年 12 月 不正閲覧						

事案の概要

- 関西電力は、価格競争により電気料金の水準が下がることを回避するため、中部電力、中国電力、九州電力等に対して、営業活動の制限等の合意を持ち掛け、成立した合意に基づきカルテルを実現させた。
- それにもかかわらず、関西電力は公正取引委員会に当該カルテルに係る申告を行い課徴金の支払いを免れた。
- 本事件は、関西電力の株主である原告らが、関西電力の取締役の地位にあった被告らに対して、カルテルの実現等に関して関西電力が被った損害につき、その賠償を求める株主代表訴訟である。

当事者及び関係者

- **原告ら**・・・提訴請求の6か月前から引き続き関西電力株式会社の株式を有する株主である。
- **被告ら**・・・関西電力らによるカルテルが行われてから、関西電力が公正取引委員会に対してカルテルに係る申告をするまでの間に関西電力の取締役の地位にあったことがある者である。
- **関西電力・中部電力・中国電力・九州電力**・・・自ら発電し、又は電源開発株式会社等から調達した電気の小売供給を行う事業を営む者であり、従来、電気事業法による参入規制によって自社の供給区域における電気の小売供給の独占が認められていた「旧一般電気事業者」である。

当事者及び関係者

- **中部電力ミライズ**・・・2020年4月1日、商号を、中部電力小売電気事業分割準備株式会社から現商号に変更し、中部電力から、吸収分割により、電気の小売供給を行う事業の全部を承継した株式会社である。
- **九電みらいエナジー**・・・九州電力等から調達した電気の小売供給を行う事業を営む会社である。

関西電力によるカルテルの実現

カルテルの概要

電力の自由化→競争激化→企業努力・高品質低単価のサービスへ



問題あり

社内の戦略会議

経営層間での面談



利益確保、カルテルへ

関西電力によるカルテルの実現

関西電力が各社に働きかけ、
カルテルを結んだとみられている



出典：朝日新聞デジタル<<https://www.asahi.com/articles/ASQD16RX6QCWPLFA002.html>>

関西電力によるカルテルの実現



出典：公正取引委員<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230330_daisan.html>

関西電力によるカルテルの実現

- そして、各社との間で成立した各合意に基づき、入札参加、電気料金の提示額について不当に調整を図り、公共の利益に反して、小売供給を行う電気の取引分野における競争を実質的に制限した。
- その後、関西電力は、自らが競争制限を持ちかけた他社には声を掛けずに、**自社だけ、公正取引委員会に対して、本件カルテルを申告し、課徴金の免除を受けた。**
- その結果、**他社だけが**、公正取引委員会から、独占禁止法 2 条 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法 3 条の規定に違反するなどとして、**排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた**（過去最高額。総額約 1 0 1 0 億円にのぼる。）。

取締役の任務懈怠

①カルテルへの関与又は黙認した過失

②内部統制システム構築義務違反の過失

カルテルへの関与又は黙認した過失

- 被告らは、カルテルの方針を決定したことに加え、他の電力会社等との間でカルテルが実現されていること等を認識し又は認識し得たことから、取締役として、独占禁止法に反する他の電力会社等との間でのカルテルを止めて、関西電力の職務が法令を遵守した上でなされることを確保すべき善管注意義務を負っていた。
- しかし、被告らは、カルテルの方針を決定し、他の電力会社等との間でのカルテルに関与し、また当該カルテルが実現されることを止めず、看過黙認し、当該カルテルを放置し、上記善管注意義務に違反した。

①カルテルへの関与又は黙認した過失

カルテルへの関与又は黙認した過失

	2018営業戦略検討 企画部門・営業部門 の営業戦略会議	2018/10/11 カルテル方針決定	2018/10,11 カルテル方針伝達
岩根 森本 彌園	社長 副社長・経営企画室 担当 副社長・営業本部長		
稲田			
八木 豊松 土井 井上 杉本 大石 島本 松村			

①カルテルへの関与又は黙認した過失

カルテルへの関与又は黙認した過失

	2018営業戦略検討 企画部門・営業部門 の営業戦略会議	2018/10/11 カルテル方針決定	2018/10,11 カルテル方針伝達
岩根 森本 彌園	善管注意義務違反 カルテルに関与、看過黙認、放置		
稲田			
八木 豊松 土井 井上 杉本 大石 島本 松村			

①カルテルへの関与又は黙認した過失

カルテルへの関与又は黙認した過失

	2018営業戦略検討 企画部門・営業部門 の営業戦略会議	2018/10/11 カルテル方針決定	2018/10,11 カルテル方針伝達
岩根 森本 彌園	社長 副社長・経営企画室 担当 副社長・営業本部長		
稲田			
八木 豊松 土井 井上 杉本 大石 島本 松村	善管注意義務違反 カルテルに看過黙認、放置		

①カルテルへの関与又は黙認した過失

内部統制システム構築義務の根拠

- 「取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなすものと言うべきである。」大阪地裁2000年（平成12年）9月20日判決（判時1721号3頁、判タ1047号86頁）

②内部統制システム構築義務違反の過失

関西電力が構築すべき内部統制システムの水準

- 電力小売市場が新規参入することが難しくカルテルが形成されやすい 土壌を有している
- 2016年の電力自由化によってシェアを新電力に奪われたくないという動機を共通にする旧一般電気事業者間でカルテル形成がしやすい環境があった
- 2014年に関西電力及びグループ会社が取引先のカルテルを誘発・助長したため、公正取引委員会から、カルテルを助長・誘発しないよう適切な措置を講じるとともに発注制度の競争性を改善してその効果を検証することを求められた経験がある

②内部統制システム構築義務違反の過失

関西電力が構築すべき内部統制システムの水準

- 関西電力のグループ会社は排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた経験がある
- 関西電力が本件カルテルを実施していた時期は、
 - ① 金品受領等問題について社内調査結果を隠蔽していた時期
 - ② 役員報酬を市民らに隠れて補填していた時期
 - ③ 被告豊松が負担すべき所得税を補填していた時期
 - ④ 発注情報提供、発注約束、発注約束に基づく高値発注をしていた時期
 - ⑤ 新電力顧客情報不正閲覧をしていた時期に重なる

②内部統制システム構築義務違反の過失

関西電力が構築すべき内部統制システムの 内容

- 競合他社関係者との不必要又は不用意な接触をできるだけ制限する
ルールを策定すべき
- 独占禁止法違反について懲戒解雇を含めた就業規則を整備
- 競合他社関係者との接触時等に係る職分毎の研修の実施

②内部統制システム構築義務違反の過失

関西電力が構築すべき内部統制システムの内容

- 価格決定権があり競合他社関係者と接触する機会がある部署に対する内部監査
- 社内リーニエンシー制度を含む内部通報制度の構築及び継続的な効果測定の実施
- 過去の事例に言及したコンプライアンスマニュアルの整備

②内部統制システム構築義務違反の過失

被告らの内部統制システム構築義務違反

- 「当該違反事業者（関西電力、中部電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジー）が、同連合会（電気事業連合会）が開催する会合の機会や同連合会へ出向したことがある者同士が出向した際に構築した業務上の関係を利用して、本件違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められた」（公正取引員会）

②内部統制システム構築義務違反の過失

被告らの内部統制システム構築義務違反

- 「（業務改善）命令後に自ら是正したものではなく、外部からの通報により発覚した事案であることから、当時の関西電力における法令遵守、内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制がなお不十分であったことを基礎づけるものと言える」（電力・ガス取引監視等委員会）
- 「経営層が率先して進めてきた一連の交渉経緯及びそれらの事実に監査部門が気付くことができず、是正できなかつた点に鑑みれば、法令遵守や内部監査、コンプライアンス、リスク管理に係る社内体制が不十分であった」（電力・ガス取引監視等委員会）

②内部統制システム構築義務違反の過失

被告らの内部統制システム構築義務違反

- 被告らは、在任中、内部統制システム構築義務を怠り、本件カルテルを招いた

②内部統制システム構築義務違反の過失

取締役の任務懈怠と因果関係のある損害

- 社内調査費用・・・1億円以上
 - 入札資格停止処分等により失った利益・・・100億円以上
 - 顧客等に対する損害賠償債務・・・3407億2600万円以上
(①～③の合計額の1割以上)
 - ①中部電力、中部電力ミライズの課徴金算定の基になった売上額：約9185億3000万円
 - ②中国電力の課徴金算定の基になった売上額：約2兆3571億9534万円
 - ③九州電力の課徴金算定の基になった売上額：約1315億3476万円
- 少なくとも、**3508億2600万円**の損害が発生

結語

- よって、原告らは、会社法847条3項に基づき、被告らの同法423条1項の任務懈怠に基づく損害賠償として、金3508億2600万円及び遅延損害金の支払いを求める。